

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	なし	仕様書番号	
搭乗型草刈機借上役務		C25	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 6年 4月 17日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊名	習志野駐屯地業務隊

### 1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊習志野演習場の整備における搭乗型草刈機借上について適用する。

### 2 借上期間

令和6年6月3日(月)(09:00納入)～令和6年8月1日(木)(16:00引渡)  
(60日間)

### 3 場所

習志野演習場 射場管理棟前

### 4 規格等

- 4.1 搭乗型草刈機 ゼノア又は同等品以上
- 4.2 数量 2台
- 4.3 刈幅範囲 1,500mm～1,550mm
- 4.4 性能要求として、刈幅に相応する出力があること。
- 4.5 刈刃の状態は、納入時には新品を取り付け、引渡時には欠損を含む損耗した状態でよいものとする。
- 4.6 替刃として当初から付いている刃の数の半数を付属させる。
- 4.7 借上期間中のレンタル補償料込みとする。

### 5 一般事項

本仕様書は、当役務関係者以外に貸出し、複写及び回覧させてはならない。

### 6 特記事項

- 6.1 運転操作は官側で実施するものとする。
- 6.2 納入及び引渡場所は、習志野演習場内とし事前に調整するものとする。
- 6.3 受注者は、納入前に点検を実施し、良好な状態で官側に引き渡すこと。特に各部品等の損耗劣化については、交換又は改善した状態にすることとし、その説明を納入時に行う。併せて納入前点検結果表等の書類を提出するものとする。
- 6.4 受注者は、納入時に操作説明を行うものとする。

- 6.5 官側の責任によらない故障、機能的な原因又は損耗劣化による亀裂等の不具合で使用不可能となった場合は、受注者が無償で修理又は部品交換を実施するものとする。また、修理等のため継続して使用できる見込みがないと監督官が判断した場合は、受注者が受注者負担により速やかに代替機を貸与するものとし、更に修理に係る調整及び修理品待ちに日数を要したことにより不稼働が生じた場合は、受注者負担により借上期間を延長するものとする。
- 6.6 使用上の不注意等明らかに官側が原因と判断される故障、破損等については、レンタル補償を適用させるものとし、官側の負担により修理又は部品交換を実施するものとする。
- 6.7 引渡時に受注者による点検を実施し、不具合等がある場合にはその場で官側に申し出るものとする。
- 6.8 燃料は、満タンク借用の満タンク返しとする。
- 6.9 仕様書に記載がない事項については官側と協議するものとする。

## 7 調整先

習志野駐屯地業務隊 管理科 演習場管理班 福田事務官 047-466-2141  
内線344